

狩猟鳥の取扱いについて

千葉県環境生活部自然保護課

千葉県内で、家きんにおける鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

鳥インフルエンザウイルスは、通常人には感染しませんが、感染した鳥と濃密に接触した場合、まれに人に感染する場合がありますので、狩猟鳥の取扱いについては下記の点に注意してください。また、野生鳥獣は、いろいろな病気を持っている場合がありますので、鳥インフルエンザに限らず、狩猟鳥獣を取り扱う際は、衛生的な取り扱いを徹底してください。

1. 狩猟鳥と接するときは

- 素手では触らない。素手で触れてしまった場合は、水と石鹸で洗うかあるいはアルコールスプレー等で手指の消毒を行う。

2. 狩猟鳥の肉を食用とするときは

- 明らかに病気の症状を呈している狩猟鳥は解体しない。
- 羽をむしったり、解体したりする作業の時は、マスクとゴム製の手袋を着用する。
- 解体後は、手洗い、うがい、入浴をする。
- 血液、糞等がついたナイフなどで調理しない。
- 使用した道具は、塩素系漂白剤等で殺菌・消毒する。
- 肉の内部まで十分に加熱し、生食は絶対にしない。

3. 狩猟の後に発熱など異常を感じたら

- 野鳥と接触があったことを告げて、速やかに医師の診察を受けてください。

県内の野鳥における鳥インフルエンザに関する情報は、下記のホームページをご確認ください。

「野鳥における鳥インフルエンザについて」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/toriiinfluenza.html>

